

南島原市 PR 推進業務仕様書

1 業務名 南島原市 PR 推進業務

2 目的

本市はこれまで、市の「知名度・認知度の向上」「シビックプライド(地元に対する愛着、誇りなど)の醸成」「来訪者増加」に主眼を置き、TV 放送などのメディア活用、映像コンテンツやレギュラー番組の制作、各種広告媒体を活用した情報発信などを展開してきた。

今年度、本市が有する豊富な農水産物・特産物・観光資源・芸術・文化・美しい自然など、優れた地域資源を生かし、テレビ番組を主体とした PR 活動を長崎県内を軸とした九州圏(主に福岡県・熊本県・佐賀県)や東京・大阪などの都市圏をターゲットに、戦略的かつ効果的に展開することで南島原ファンを増やし、特産物などの購買力誘引や交流人口および関係人口の拡大に繋げることを目的とする。

なお、近年の社会情勢、消費者行動の変化を的確に捉えた提案とすること。

3 適用範囲

本仕様書は、南島原市役所総務部総務秘書課(以下、「発注者」という。)が受注者へ発注する南島原市南島原市 PR 推進業務(以下、「本業務」という。)委託に適用する。

4 委託期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

5 担当部署

南島原市役所 総務部 総務秘書課 秘書広報班(西有家庁舎2階) 担当:細波・嵩

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

電話:0957-73-6621 電子メール:his yokouhou@city.minamishimabara.lg.jp

6 委託業務内容

前記2の目的を達成するために、テレビ番組とタイアップした広報活動などについて提案すること。

【必須】全国地上波のテレビ番組誘致(※難しい場合は、関東・関西・九州圏いずれかのテレビ番組誘致)

【任意】九州圏または県内放送のテレビ番組誘致 など

7 効果測定(KPI)

本業務の効果測定を行うにあたり、下記の情報を提示すること。

- (1) 広告換算額、経済効果(観光消費額など)の集計
- (2) テレビ放送の視聴率、各種 SNS の拡散効果(「いいね」やリツイート数など)など
- (3) 取材先(生産者、店舗など)の売り上げ、来訪者増加率などに関するアンケート結果など
- (4) その他、効果検証の測定結果

8 プロモーション実施期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

9 実績報告

実績報告については、令和9年3月12日までの実績値を基に下記に記載する報告文書を作成し、令和9年3月19日までに発注者へ提出すること。

- ・業務完了（部分）報告書（部分検査時および業務完了後）
- ・業務完了（既済部分）検査調書（本市様式）
- ・事業一覧表および明細書（内訳金額記載）
- ・成果品を記録した CD、DVD など
- ・放送確認書など放送スケジュールが確認できる資料
- ・広告や告知状況が確認できる資料
- ・効果測定資料
- ・その他、取り組み状況が確認できる資料

10 留意事項

- ・提案にあたっては、本市の現状や課題などを十分把握したうえで提案すること。
- ・提案された事業が正式に決定した後に、速やかに具現化できる提案とすること。
- ・事業終了後も PR 効果の継続性が見込める提案とすること。
- ・経費については、一切の経費を含めて見積もりを行うこと。
（本業務に直接関係がない飲食費などは除く。）
- ・受託者は、本業務の実施に係る責任者を配置すること。
- ・ウェブサイトを設置する場合は市ホームページもしくは無料サーバーを使用するなど、運営コスト削減に努めること。また、契約期間終了後は、市側でデータ更新・運営が容易なシステムを使用すること。
- ・受託者は、本市が打合せ（オンラインを含む）の実施を求めた場合に、誠意をもって対応すること。
また、打合せを実施した場合および経過報告を求められた場合は速やかに書面を作成し、報告すること。
- ・必要に応じて中間検査を実施することとし、中間検査時および実績報告時には収支精算書を作成し、支出根拠を明確にすること。
- ・本業務の成果物（素材を含む）の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、本市に譲渡するものとする。
ただし、著作権が譲渡できないテレビ番組などについては、双方協議のうえ決定するものとする。
- ・受託者は本市が今後、成果物をいかなる活用や展開を行う場合であっても了承すること。
- ・本業務の履行により知り得た事項を他に漏らさないこと。
- ・本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合、または、本仕様の内容を変更する必要性が生じた場合は、双方が協議のうえ決定するものとする。
また、提案内容の変更に伴い、協議のうえ事業費を変更する場合がある。